

法律婚とパートナーシップ宣誓制度における法的効果等の違いについて

【主なもの】

項 目		法律婚	パートナーシップ宣誓制度
戸籍の 制度等	同一戸籍，同氏	○	—
	住民票の記載	夫又は妻	同居人
民法上の 権利 ・義務	同居，協力及び扶助義務	○	—
	相続権	○	—
	共同親権	○	—
税法上の 権利 ・利益	・所得税・住民税の配偶者控除 ・配偶者に対する相続税額の 軽減 等	○	—
社会保険 関係法上 の権利・ 利益	・国民年金の第3号被保険者 ・遺族年金の受給 ・健康保険の被扶養者 等	○	—
労働関係 法上の権 利・利益	・労働災害補償保険法に基づ く遺族補償給付 ・育児・介護休業法に基づく 配偶者の介護のための介護 休業，同法に基づく配偶者の 子どものための育児休業 等	○	—
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく遺族給付金の支給		○	—
国籍法に基づく配偶者の日本への帰化の特例，出入国管理法に基づく「家族滞在」「日本人の配偶者等」在留資格による入国		○	—

法律事項 ではない 社会生活 上の便益	勤務先企業における福利厚生 制度（家族手当，慶弔休暇・慶 弔見舞金等）	○	事業者により差異がある。
	病院での病状説明や面会・医療 同意		
	賃貸住宅へのパートナーとの 同居		
	保険契約の受取人		
	住宅ローンや携帯電話等の家 族対象のサービス		